

令和3年第7回平取町議会定例会（開会午前9時30分）

議長

皆さん、おはようございます。只今より本日の会議を開きます。只今の出席議員は11名で、会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、7番四戸議員と8番鈴木議員を指名します。

日程第2、選挙第1号平取町外2町衛生施設組合議会議員の補充選挙を行います。藤澤議員の逝去により、平取町外2町衛生施設組合議会議員に欠員が生じたため、同組合規約第5条第3項の規定により、補欠選挙の申出がありました。議会運営基準41の規定により議長から指名しますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。それでは、指名をいたします。平取町外2町衛生施設組合議会議員に萱野議員を指名します。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、萱野議員が平取町外2町衛生施設組合議会議員に当選と決定いたしました。

日程第3、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。諮問にあたり町長の説明を求めます。町長。

町長

諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてでございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。推薦する方は、住所平取町振内町116番地3、福澤早苗氏、生年月日昭和47年1月25日、48歳でございます。次のページをご覧ください。経歴概要でございます。福澤早苗氏は平成3年3月に平取高等学校を卒業され、平取町農業協同組合勤務、平成11年から有限会社福澤設備工業に勤務されてございます。平取町生涯学習委員、平取町文化連盟理事も務められ平成30年10月からは、人権擁護委員を務められております。今回2期目として推薦をするものでございます。福澤氏は人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、適任と考え推薦するものでございますので、ご意見を賜りたいと存じます。以上でございます。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。人権擁護委員として、福澤早苗氏を推薦することとして答申することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、福澤早苗氏を推薦することとして答申することに

決定しました。

日程第4、議案第1号、平取町固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、平取町固定資産評価審査委員の選任について、ご説明を申し上げます。地方税法、平取町税条例の規定に基づきまして、平取町固定資産評価審査委員に、次の方を選任いたしたいので同意を求めるものでございます。同意を求める方は、住所平取町字貫気別96番地10、氏名粒来政美氏でございます。生年月日は昭和29年3月11日、67歳でございます。次のページをお開き願いたいと存じます。経歴概要は記載のとおりでございまして、昭和47年3月に平取高校を卒業された後、家業の農業に従事されてございます。平取町体育指導員、平取町統計調査員、平取町農業委員会委員も長く務められております。平成27年8月7日から平取町固定資産評価審査委員として選任をさせていただき、今回、再度選任をさせていただくものでございます。粒来氏は、地方税制にも理解を示し、人格見識も高く適任者でございますので、選任同意を求めるものでございます。以上でございます。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第4、議案第1号、平取町固定資産評価審査委員の選任については同意することに決定しました。

日程第5、議案第2号、平取町職員等の公益通報に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号、平取町職員等の公益通報に関する条例の制定についてご説明申し上げますので、議案書5ページをお開き願います。平取町職員等の公益通報に関する条例の制定について、地方自治法第96条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。それでは、事前にお配りの資料に基づきご説明いたしますので、お手元の資料をご覧願います。今回の提案理由と条例制定の目的については、公益通報者保護法及び公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令並びに平取町自治基本条例第23条第3項の規定に基づき、職員の職務に係る法令違反等に関する通報を適切に処理し、また公益通報者の保護を図り、適法かつ公正な町政運営を資するため、新たに内部通報制度における条例を整備するものであります。次に、3、通報者ですが、本条例に規定する通報対象

者については、1、町職員。2、町の出資する団体で、規則で定めるものの役員または職員。3、町から事務事業を受託し、又は請け負った事業所の役員又は従業員。4、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員、又は従業員。5、過去に1から4の職にあった方などを対象としております。次に、4、公益通報の対象ですが、これは公益通報の対象となる事案を規定したものでありますと、只今、通報者でご説明いたしました1から4の方々が従事する、又は従事した事務事業等において、1、法令に違反する事実や、2、人の生命、健康、財産若しくは生活環境害し、又はこれらに重大な影響を与える恐れのある事実。3、1、2のほか、事務事業に係る不当な事実などを確認したとき、又はその事実が疑われるときに、通報することができるものと定めています。次に、5、公益通報の窓口については、内部の公益通報窓口と外部の公益通報相談員の2か所を設置しております。続きまして6、公益通報の流れについてご説明いたしますので、資料の裏面をご覧願います。まず内部の公益通報窓口となる公益通報窓口への通報の流れについてご説明いたします。通報者が法令違反等の公益通報の対象となる事実等を確認した場合は、内部の通報窓口となる公益通報窓口に通報し、総務課長は、その通報内容を精査し、また公益通報相談員である弁護士に法的助言や意見を求め、弁護士としての考え方を十分に踏まえて審査会に諮り、当該通報事案の受理又は不受理の決定を行い、その審査結果を通報者へ通知するものであります。また、当該通報事案を受理した場合については、公益通報相談員である弁護士に、その調査を依頼し、調査依頼を受けた弁護士は、関係者から事情聴取、書類の閲覧、その他必要な調査を開始し、その調査結果については、町長、総務課長、通報者へ報告されるものであります。また、町長は、その調査報告の結果、法令違反等が明らかになったときは、速やかに必要な是正措置又は再発防止策などを講じて、通報者に通知することとなっております。続きまして、外部の通報窓口となる公益通報相談員への通報の流れについてご説明いたします。内部の通報窓口同様、通報者が法令違反等の事実などを確認した場合は、外部の通報窓口となる公益通報相談員に通知し、弁護士は、その通報事実を公益通報窓口に報告するものであります。報告を受けた総務課長は、その通報内容を精査し、先ほどご説明したとおり、弁護士と十分な協議を実施して審査会に諮り、当該通報事案の受理、又は不受理の決定を行い、その審査結果を総務課長から弁護士に通知し、更に弁護士から通報者へ通知されるものであります。また、当該通報事案を受理した場合については、先程ご説明したとおり、弁護士による調査が開始され、以後の流れにつきましては、公益通報窓口同様となるものであります。なお、公益通報者の責務については、第4条に明記し、また、通報者の保護に関する規定につきましては、第13条第1項において、通報者は正当な公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないと規定し、また、第2項で通報者が公益通報したことを理由として、不利益な取扱いを受ける恐れがあるときは、町長は遅延なく改善または防止のための必要な措置を講

じなければならぬと定めております。なお、附則といたしまして、この条例は、令和3年7月1日から施行するものであります。

以上、議案第2号、平取町職員等の公益通報に関する条例についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。10番松澤議員。

10番

松澤議員

説明書によります3番の通報者の（5）番の過去に1から4であったものということに関してお聞きしたいと思います。1から4の方たちは、通報するに当たってかなりの勇気を持ってやることだと思います。それで保護するということも、頭にありながらもなかなかというところがあると思いますけれども、5番の方達というのは、その中身に対する理解というものがあまりよく分かっていないと、結構いろんなことで言ってくるという可能性もあると思われますので、周知の方法がとても重要だと思います。

それでどんな内容のものを理解してもらうためには、周知する際に注意事項とか、いろいろ理解してもらうためのことが、判断してもらうためのことが必要だと思います。特に私利私欲等の不正な目的で通報してはならないとか、こういう簡単な文章でもありますけれども、通報者説明によるとか、そういう大事なことをちゃんと分かってもらえるようなもの、簡単な周知ではなく、ちょっと考えていただきたいなと思うのですけれども、そのように考えていただけるでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

通報に関する周知の内容でございますが、今回1から4番、それと5番の（2）、その職にあったものということで規定されております。この制度につきましては、内部通報に関する通報の在り方を整備したものでありますので、各通報者が適切に通報できるよう、周知内容につきましても親切丁寧に記載した中で、誤解の招くことのないように周知していきたいと考えております。

議長

ほかに。9番高山議員。

9番
高山議員

今回の公益通報について若干1、2点、回答お願いできればなというふうに思っています。まず1点目でございますけれども、この条例につきましては、第7条の第2項のところにありますように、通報は実名でなければならないということが書かれておりますけれども、そういった内容のものしか、先般の委員会の中でも受け付けないというようなことがありましたけれども、国の公益通報の条例を読み込みますと、匿名の通報であっても、客観的な資料かつ具体的

な事実があれば、これは匿名であっても公益通報に合致して対応しますよというの、国の流れなんですけれども、そういった意味ではこの町の内容等については、実名でなければならないということできちんと書かれてますので、公益通報窓口の内部の総務課長のところに行っても、外部の公益通報相談員のところに行っても匿名は担保されるんであろうとは思いますけれども、実名でなければならないということの解釈について、まずもってお聞きしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

第7条第2項に公益通報に関し、通報者は実名により行わなければならぬと規定されております。これにつきましては、確かに公益通報の制度が今回初めてやる関係もありまして、やはりしっかりした証拠書類等々を担保した中で、通報していきたいという、してもらいたいという意図もございます。また、公益通報窓口に通報したくない方につきましては、弁護士の公益通報相談員の窓口も設置しておりますので、その辺はやはり通報があった段階で、うちからその報告受理、不受理の報告をする必要もありますので、通報者については実名で記載していただきたいという趣旨でございます。

議長

9番高山議員。

9番

高山議員

3回しか質問出来ないこともありますので、まず今の、参考にいただいたこの条例の資料に基づいていきますと、公益通報窓口である総務課長のところに行くものについては実名ですけれども、これ公益相談員のところの弁護士のところに行くのも、実名でなければ受け付けないということの理解でいいのかというのがまず1点と、それから、この条例の中で先程、総務課長説明しましたけれども、公益通報窓口を外部でも内部でも、総務課長のところに来て、総務課長が精査して、何か弁護士も参考に入るようなことを言ってますけれども、この公益通報窓口を総務課長がこの受理、不受理をする場合において、昨日の一般質問の中であるような、例えば内部審査機関みたいなところで検討されるのか、昨日のお話だと総務課の中の庶務係の中に内部審査機関があるような話をしてましたけれども、誰がこれ受理、不受理をするのかというところをこの中身でいくと、このフロー図でいくと結果的には弁護士は受付して、最後は町が決めたら調査するだけというふうに見れるんですけども、窓口で受けたものが、総務課長が精査してと言うけれども、こんなものの総務課長がただ1人で、言っちゃ悪いですけれども、いやいやこの人はあの人はなんていう話ではないと思うんですけども、何かここに通報を受けた窓口の中で受理、不受理にするかどうかということを客観的にやはり審査できるものというものはこの条例の中にはないんですけども、その辺についてはどのように考えてるのか、お知

らせいただければと思います。

議長

総務課長。

総務課長

公益通報相談員への通報につきましても、実名で通報をしていただきたいということがまず1点です。その通報の段階で弁護士に対し、匿名を希望された場合につきましては、それを弁護士が判断して処理されるものと考えております。また、総務課長にその通報内容が報告あった段階で、総務課長がその中身を精査した後、審査会などに諮って受理、不受理の決定をしていきたいと考えているところでございます。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

これ3問目なので、あれですけれども、今の総務課長のお話だと、総務課長のところに来たものを精査しながら審査会ということで、今お話がありましたけれども、どんな審査会を、例えばこれ町の条例ですよね、条例は議会で定めますけれども、それらを補完するような形で、規則は、結局は町の条例と規則というのは同等ですけれども、罰則規定がちょっと違うだとかいろいろありますけれども、そういったことを言うのであれば、規則か何かでも、速やかに7月1日からというと、もう来週ですよね、すぐあるとは思えないのですけれども、そういったことでは、規則の中でセットで出してきていただいて、どんな審査機関でどんな人が入る、例えば外部の弁護士も入るのか、そういったことの内容というのが全く詰まってない。取りあえず自治基本条例の中にあるように、公益通報は職員の内部通報について作ったというだけで、これ本当にそのあと機能させていけるのかどうかというところ、3回しかないから、トータルでそのようなことの話をご回答いただければと思います。

議長

総務課長。

総務課長

審査会の部門につきましては、規則の中でその詳細を定める予定でございます。審査会の中に外部の弁護士を現在のところは入れる考えは持っておりません。理事者を含めた職員で、その内容を精査していきたいと考えております。先程説明したとおり、審査会に諮る段階におきまして法的な抵触がないか、または弁護士の立場としての考え方なども十分協議した段階で、審査会に諮って参りたいと考えているところでございます。

議長

ほかに質疑ありませんか。4番井澤議員。

4番 井澤議員	4番井澤です。この条例に関しては、いわゆるこの組織、役場組織の危機管理に関する事項の中に含まれることかなと思うのですが、現在私、不勉強なところがありますが、この危機管理という一般的に言われてるものに関する、役場としての条例というか、そういうものはあるのでしょうか。
議長	総務課長。
総務課長	危機管理に関する条例等、具体的な危機管理に関する条例等については、今のところ当町にはない状況でございます。
議長	4番井澤議員。
4番 井澤議員	そういうことであれば、今回実名でということがありますけれども、機関に関することは、組織を守り育てるという意味で一番大事なこととして今現在では受け取られていますけれども、そういう意味では実名ではなく、匿名ということから始めていくのがよろしいんじゃないかと思いまして、訴えを実名でなければ受け付けないということであれば、なかなか該当する職員の方々についても、この狭い小さな町の中で大変な状況、それも役場に関する職員という職を得ている中で、責任感を持って働いていただく中で、そういうことを事実に触れたということの中で、それを危機管理という意識の中でこの条例の中で訴える時、やはり匿名の範囲も広げて、匿名ということも加味した中でそういう具体的な訴えがあれば、先ほど高山議員もおっしゃいましたが、国の法律の中にはそのように読める部分もあるということがありますので、こここのところは、実名もしくはその匿名でもということにすることが具体的な事実が含まれていれば、当然、町理事者としても、そういうことを調べなければいけない責務があると思いますので、本件については、匿名でも可能とすることを考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。
議長	総務課長。
総務課長	今回の条例の趣旨はあくまでも内部通報に関する制度の整備でございまして、先ほどご説明いたしました各事務事業に係る部門に関し、適法かつ公正な町政の運営を資することを目的としております。そういう熱い思いのある通報に関し、匿名でなければ出せないというようなことは、僕は個人的にはないのかなと思います。誤った事務を正すのに対し、やはり正々堂々を通報していただき、それを真摯に受け止め対応していくということで考えているところでございます。
議長	4番井澤議員。

4番 井澤議員	今総務課長のお答えでしたけれども、私見も含めてお答えになりましたけど、それは誤っていると思います。危機管理という意識からすると、それは誤りだと思います。そこを含めて、この役場組織という中を守っていくという意味では、どんなご意見も伺う。その中で、実名でなければ訴えられないということであれば、それはその職員、いろんなここで言う職員、過去の職責であった方々をかえって縛ってこの条例が有名無実となっていく様なことがありますので、是非、その危機管理意識という中で、別に法が定め、条例が定められるとか検討するということがあれば、また別かもしれませんけども、今危機管理理解して、職員が実名で訴えるということになると、この制度は生きてこないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
議長	総務課長。
総務課長	匿名のところでございますけれども、公益通報窓口のところ、要は総務課に出す場合と、あと公益通報相談員に出す部門の2か所が窓口と設置されております。こちらの第8条のほうに記載されておりますが、第2項において、公益通報相談員が公益通報を受け付けたときは、必要な匿名性を確保した上で、速やかに公益通報窓口に報告するものとするという規定となっております。どうしても、名前が出せない方につきましては、その事情を公益通報相談員である弁護士に通報し、その旨を伝えていただければ、弁護士の立場として必要な匿名性を確保した上の報告となりますので、その辺で使い分けと言うとあれでしけども、そういう方々のための対応を考慮した設置場所となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑ありませんか。1番櫻井議員。
1番 櫻井議員	はい、1番櫻井ですが、今回の公益通報の条例をきっかけに、自治基本条例をやはり少し見直してみたんですね。そうすると、やはり規則を後に定めるということがかなり出ておりまして、今回も先ほど高山議員も言ったのですけれど、公益通報の流れという中にもやはり審査会というようなことが出ていない中で、規則の中で後に皆さんの方にお知らせをするというように総務課長が言ってましたけれど、やはり規則が同時にこの条例と一緒に出てこないとなかなか議論も進まないということもありますので、ほかの条例に関しましても、もう早く規則というものは、まとめてお示しをいただかないと、なかなか先ほど井澤議員も言ってましたけれども、これが本当に有名無実化するということもあるので、一刻も早く規則もそろえて、我々の前に提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
議長	総務課長。

総務課長	規則について議会の議員の皆様にもご説明した中でお諮りし、進めていきたいと考えておりますので、早急に規則を提示させていただきたいと思います。
議長	1番 櫻井議員。
1番 櫻井議員	あの今私言ってるのはその公益通報に限らずという意味でご理解願いたいと思いますのでよろしくお願ひします。
議長	ほかに、8番 鈴木議員。
8番 鈴木議員	<p>8番 鈴木です。櫻井議員のほうからもお話ありましたけれども、やはり、この条例の根幹といいますか、それをはっきりさせるのが、細則とか規則とかそういうものだと思うのです。一緒にないとやはり十分な審査というのは、その審議というのはやはり非常に難しいのではないのかなと、そういうふうに思います。私の意見としては、これ1回やはり全て備えた上で再提出という考え方を是非してもらいたいなと今思っているところであります。それはそれとして、質疑を行いますけれど、不当な取扱いの禁止ということがあります。実は今年、匿名の手紙が各議員のところに届いたという経緯があります。これも、内容のことよりも先に出てくるのは、匿名で来てるけれど大体あれなんだという話です。それと、やっぱりその人の人柄といいますか、健康状態を含めて、そういう話が出てくるだけで、中身のことについての話というのは、なかなかこう表には何も出てこないということで、結局こういう小さな町でこういうものをつくっても、本当に成果が得られるのかなというふうに実際には思っているのですけれども、それだけでなく、このように不利益な取扱いの禁止という条項を謳っても、結局こういう条項があるよというだけで、例えばこの条例そのものの職員の皆さんの中へ提示して、これで本当に何かあった時に通報しようというあなたはそういう思いに到達しますかということについて、どれだけ庁舎内、例えば庁舎内だけでも調査したのか。もしそういう事実があるのでしたら、教えていただきたいと思いますけれども。こういう形では私、結局通報しようという気持ちが起きてこないようなものであったとすれば、本当に有名無実といいますか、そういう法つくったというだけのものにしかならないのではないかということに思うということが一点です。</p> <p>それと、受理、不受理の関係で先ほど匿名の話もありましたけれども、それと同時に、誰がという、誰が受理、不受理をあれするのかという時に、総務課長がまず見て、そしてそのあと何か審査会というような言い方がありましたけれど、この資料の中には審査会というのはどこにも書かれていないのですよね。そういうことも含めて、非常にこのままやったからと言って、本当に何かがあったからと言って本当にみんながその気になって出すのか、そういう非常に整備されたものとはとても言い難いなというふうに実際思っていますが、その辺</p>

について担当者並びにこの議案を提出した町長並びに副町長あたりの見解はどうなのか伺っておきたいなと思います。

議長

総務課長。

総務課長

今回の条例につきましては、まず前段、課長会議の中で内容についてご説明しております。この条例に関する調査などは特に行ってはおりません。その中で受理、不受理の決定についての審査会については、先ほど申しましたとおり、理事者をはじめとした委員を選定し、決定していきたいと考えているところでございます。この制度は、あくまでも内部通報制度のやり方をルール化したものでありますので、今までこのようなルール化した制度はなかったものですから、それを条例化し、各職員等が通報の事案が発生した場合に、速やかに提出できるように定めているところでございます。以上でございます。

議長

町長。

町長

私のほうからも答弁させていただきたいと存じます。今回、この条例を上程させていただいたというところでは、自治基本条例の条項の中にもこういった条例を整備するということで、こういったその条例の必要性を、基本的には自治基本条例の中で認めていただいているという思いで、上程をさせていただいたというようなところでございます。それで、なかなか地方自治体としての例といいますか、前例がなかなかないというような条例でもございまして、これをつくるに当たっては、いろいろと苦慮したというようなところもございます。要するに、根本的に言えば総務課長の答弁にもありましたけれども、こういった、要するに自治体にとって不利になる、住民にとって不利になるようなことは、その陰で行われたことを通報していただくことで、いかに未然に防いだり、その対応策を考えていくというのがこの条例の本旨であって、そういう通報の仕組みをきちんと条例という形で明確にしていくというのは、これも一つの大きな目的だというふうに考えてございます。なかなか細かいところまで、総務課、内部的にちょっと詰めをこれからといいますか、さらに詰めなければならないところもあるのですけれども、やはりこの条例の中でもその公益通報した方を守るというようなことも含めて、いわゆる保護をするというようなことも、この条例の大きな目的の一つでもありますので、そういう意味では匿名ということがなく、窓口に届ける場合にはやはり実名で行っていただいて、その後の処理においては、要するに匿名というか、不利にならないような処理をするということをこれは担保されるわけでございますから、ちょっと前後してしまいますけれども、早急に規則等を進めなくてはならないところは、内部的にさらに検討させていただきたいと思いますけれども、条例の趣旨、それから上程した経緯としては、そういうことだということをご理解いただければという

ふうに思っております。

議長

8番 鈴木議員。

8番

鈴木議員

今、最後に町長おっしゃられましたけれど、まずとにかく結局、我々こう聞くところ、まずつくるんだということで、本当にこれがこの形で、実際通報しなければならない案件があっても、やろうかなという気持ちにさせるのか。非常に不安になるのではないのかなと、やはり黙っておこうというのがそういう程度のことしかならない条例にしかなっていないのではないのかということなんですよ。国の関係の新聞報道なんかでも、結局は通報した人が退職をしたというような、そういう事例というのはやはり報道されているところでありますので。その内容については、すぐ全て出てるわけでもありませんから私はわかりませんけれども、表現的にはそういうことがあると。それぐらいやはり自分の生活と仕事をかけて、やらなくてはならないことにつながるかもしれない、そういう恐れがあるかもしれないということ。そういうものなのに、本当にこんな形の何というか不利益な取扱いの禁止という程度のことでお茶濁されても誰もその気にならないのではないかと。それと、結局さっきも言いましたけれども、受理、不受理も含めたそういう審査機関というのが、町長も含めたとかという形で、曖昧な形で、今は確定していないんだという形の中で言われても、やはり議会としまして、真剣にこの審議しなければならないのに、その材料がきちんとそろっていないというようなことでは、私は駄目だと思うのです。今言いましたけれど、本当に訴えようとする人は、自分の人生かけてやらなくてはならないかもしれない。そういう危機感というか、それに応えるような条例になっているのか。そこがやはり一番の問題だと思うし、その後の規則とか細則というか、そういうことについても提示されていないという中なので、フレーム含めて私は再考すべきではないのかな。その条例そのものを再考していただきたいというふうに思いますけれども、そのことについてはどうお考えになるのか、伺います。

議長

町長。

町長

今ご質問いただいた内容もございますけれども、基本的になんて言いますか、通報された方がそれでは守るところがないからずっと黙っているのかと、例えば不利益を生じるようなことも起きても例えばこういうものをつくれば、ある程度その通報の仕方とか、何と言いますか、一つの条例として認められているんだというものにのっとってできるということでは、私は一步前進するのではないかというような思いで、この条令を上程したということでございまして、そういったものを何もなくしていいのかということではなくて、いろいろこれから改善すべきところも出てくると思いますけれども、一つそういったその公益

通報を拾うといいますか、そういう手段として、これを上程させていただいたということでございますので、本当にちょっと繰り返しになりますけれども、細部のところで手法としてどうするかというようなところは、まだまだこれから検討が必要なところございますけれども、そういったところをご理解いただきまして是非、この条例を通して頂ければというふうに思っております。以上です。

議長

ほかに質疑ありませんか。 10番松澤議員。

10番
松澤議員

はい。委員会のときに説明受けたときに事務に関することでちょっと話したんですけれども、4番の(4)番の②にありますとおり人の生命、健康、財産、生活環境を害し、ということに関しましては、例えば数字とか、そういう本当に法律的にやらなければいけない事務仕事、間違えてるとか誤魔化したとか、そういうことではないことにも関することにも書いてありますので、こういうことを判断する場合に、今まで内部の調査機関ですと、言葉ちょっと悪いですけれども、誤魔化すといいますか、内部でもみ消すというか、そういうことは平取町は絶対ないと私は思っているのですけれども、そういうことを思われないためにも、先ほどからおっしゃられますそれを判断する機関、その機関の中に役場職員だけではなくて、俯瞰的に物を見るメンバーを入れるということも、そういうことを招かないことにもなるのではないかと私は思っているのですけれども、そういうことを今、これから考えていかれるということでしたら、そういうことも頭に入れながら、本当にいい条例にしていただきたいと思うのですけれども、そのことに関してはどう思われますでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

ご指摘のとおり、その部門につきましては、人の生命、健康、財産等々緊急を要する部門もありますので、そういう専門の方を入れた中でもちょっと考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

ほかにありませんか。 10番松澤議員。

10番
松澤議員

すいません、しつこくて。専門的な人ということではなくて、いろんなことを広く見える人という、普通にそういう考え方でいいと思うのですけれども、要するに狭い中のメンバーではなくてということで、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

議長

ほかに質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

なければここで一旦休憩したいと思います。各議員は議員控室のほうにお集まりください。

(休 憩 午前 10 時 20 分)
(再 開 午後 10 時 46 分)

議長 それでは、再開いたします。休憩前に質疑を終了いたしましたので、次に討論を行いたいと思います。反対討論はありませんか。4番井澤議員。

4番 井澤議員 4番井澤です。私はこの条例について反対したいと思います。理由としては、先ほど質問の中でもしましたけれども、匿名性がなければ、その危機管理という中で、今回の公益通報ということで、結局は内部告発ということに関わってくる意味合いだと思いますけれども、その中で匿名性が守られてその職員、良識のある職員がこれを訴えるのだと思いますので、良識ある職員を失うことになるようなことになる疑惑があると思いますので、私はこの条例に対して反対いたします。

議長 ほかに反対討論の方はおりませんか。8番鈴木議員。

8番 鈴木議員 条例を制定するということ自体、こういう条例を制定すること自体を反対するものではありません。ただ、先ほどからの中でも言いましたように、議会という立場から言いますと、やはり内容がしっかりと審議出来ないものを後で整理しますからということです。私はすべきことではないというふうに自分の信念として思っております。そういうことから、今回のこの提出は、私としては取下げていただいてというのがベストという考え方を持ってましたので、今回については反対をいたします。

議長 ほかに。賛成討論を含めてございませんか。9番高山議員。

9番 高山議員 私は賛成の立場で討論をしたいと思います。先ほどの、今反対討論された方々のご意見も理解出来ますし、この公益通報のそのものについては、反対するものではないということで、ただ規則だとか規定だとかというものも、やはり速やかにこれからつくるということの、先ほど休憩中に町長の考え方も聞きましたので、ただそういう形の中では、規則そういう中でこの公益通報の条例そのものを補完するような形で、そういう形の中で職場からでも公益通報ができるような形、そういうものを今後規則の中でもお示ししていただけるということでございましたので、今回の条例そのものの総論については賛成いたしたいというふうに考えているところです。

議長	ほかにありませんか。1番櫻井議員。
1番 櫻井議員	私も今回の町の提案に対しましては、賛成をする立場であります。ただ議論の中に匿名性ということが出ておりましたが、これに関しては、私はやはり何をもって受理するか受理しないかという線引きというものが確かに必要であると思っておりますので、それに関しては、この提案された条例をそのまま支持したい、いきたいと思います。ただ、お約束いただいた速やかに規則、規程などを提出されるということを条件に、今回賛成したいと思っております。以上です。
議長	ほかにありませんか。 (討論なしの声) なければ、これにて討論を終了したいと思います。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成者挙手) 挙手多数です。したがって、日程第5、議案第2号、平取町職員等の公益通報に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。
	日程第6、議案第3号、平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。
総務課長	議案第3号、平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書8ページをお開き願います。平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。9ページをお開き願います。平取町個人情報保護条例の一部を次のとおり改正するものです。今回の改正理由については、本条例に関する個人識別符号の定義については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を引用しておりましたが、個人情報保護制度の一元化により、本法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統廃合されることから、改正するものであり、また、9月1日からのデジタル庁の創設に伴い、情報提供ネットワークシステムの所管が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたこととあわせて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の第19条に新たに第4号が追加されたことに伴い、同号以下1号ずつ繰り下げることとなったため、同規定を引用する本条例についても、1号ずつ繰り下げるものであります。法律の改正等に準じて所要の改正を行うものであります。
	それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、10ページの新旧対照表をご覧願います。新旧対照表の右側が現行の条文、左側が改正案となっており、下線の箇所を改正するものでございます。第2条第3号中のアにおいて、現行の条文、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項を

個人情報の保護に関する法律第2条第2項に改めるものであります。11ページをお開き願います。第21条の2第2項中において、現行の条文、総務大臣を内閣総理大臣に改め、また、第19条第7号を第19条第8号とし、同条第8号を同条第9号にそれぞれ繰り下げるものであります。9ページにお戻り願います。なお附則といたしまして、この条例は令和3年9月1日から施行するものであります。

以上、議案第3号、平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありませんか。
(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第3号、平取町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第4号、平取町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長 はい、議案第4号、平取町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。ページは12ページとなります。まず、改正理由についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正となり、個人番号カードいわゆるマイナンバーカードの発行、運営主体について、令和3年9月1日よりこれまでの市町村から地方公共団体情報システム機構へ移行され、カードの再発行に係る手数料も機構の収入となります。これに伴い、平取町手数料徴収条例別表を改正しようとするものです。改正の具体的な内容については、14ページの新旧対照表の下線の部分においてご説明申し上げますので、14ページをお開き願います。現行の欄に記載の(13)、交付手数料のうち、エ、個人番号通知カードの再交付手数料と、オ、個人番号カードの再交付手数料の項目を削除し、その下段のカ、キ、クをそれぞれエ、オ、カに繰り上げるものであります。なお、初回のカード発行手数料は無料となっており、再発行にのみ手数料がかかるものです。この条例の施行日についてですが、9月1日からとなります。以上、議案第4号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第4号、平取町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。ここで休憩を挟みます。再開は11時5分といたします。よろしくお願ひします。

(休 憩 午前11時00分)

(再 開 午前11時05分)

議長

それでは、再開いたします。

日程第8、報告第1号、専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号、専決処分報告についてご説明いたしますので、議案書42ページをお開き願います。令和3年度平取町一般会計補正予算について、専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。44ページをお開き願います。令和3年度平取町一般会計補正予算第4号は次に定めるところによるとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2105万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億6287万7000円にしたものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるとするものであります。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、50ページをお開き願います。上段、2款1項1目一般管理費12節委託料、83万2000円の増額です。新型コロナウイルスの高齢者向けワクチン接種については、当初3月から開始され、5月に完了する予定であったことから、地域包括支援センターや貫気別老人福祉寮などの職員向けのPCR検査についても、5月末までの措置として予算計上していたところでありますが、ワクチン供給量の不足により、高齢者向けのワクチンの接種が5月にずれ込み、その完了時期についても7月まで延びたことから、職員向けのPCR検査についても7月末まで延長するための増額補正であります。その実施期間内において、対象職員8名に対し、月4回の合計8回分、また新たに貫気別老人福祉寮の入居者についても1回分のPCR検査を実施するための費用であります。なお財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。続いて下段、4款1項2目予防費、2022万5000円を増額するものです。2節給料、22万3000円の増額、3節職員手当、92万5000

0円の増額、4節共済費、5万7000円の増額です。これは全国で新型コロナウイルスの感染経路が不明な感染が続き、未だ終息が見えない状況であることから、高齢者向けのワクチン接種を加速し、7月末までに完了させるため、従来のワクチン接種日の水曜日、金曜日の他に、新たに6月19日、26日と7月10日、17日の各土曜日4回についても、接種を実施するものであり、また1日当たりの接種可能人数を平均210名にして、高齢者向けのワクチン接種を前倒しするために必要な人件費相当額、120万5000円を増額するものであります。7節報償費、39万5000円の増額です。これは只今ご説明いたしました土曜日4回のワクチン接種に伴う医師1名と看護師3名への謝金であります。8節旅費、費用弁償、4万6000円の増額です。これも同様に、土曜日、4回のワクチン接種の実施に伴う看護師3名への費用弁償分であります。51ページをお開き願います。10節需用費、消耗品費、21万4000円の増額です。これは、迅速にワクチン接種を進めるために必要なクリアファイルやチラシ用紙などの事務用品であります。なお、2節給料から10節、事業費までの財源につきましては、全額新型コロナワクチン補助金を充当するものです。12節委託料、304万3000円の増額です。これは先ほどご説明したとおり、土曜日に高齢者の方がワクチン接種をした場合の休日加算費用でありますして、その接種総数を840名と見込んで、196万9000円を増額し、また、各地区から接種会場までの送迎費用を107万4000円と見込み、総額304万3000円を増額するものであります。なお財源については、ワクチン接種の休日加算分は、新型コロナワクチン負担金を、また接種会場までの送迎費用については、新型コロナワクチン補助金をそれぞれ充当するものです。18節負担金補助及び交付金、1532万2000円の増額です。これは先ほど一般管理費においてご説明いたしましたPCR検査同様、その実施期間内を7月末まで延長するものでありますして、その検査対象の社会福祉施設等の職員、及びその施設利用者については、1240回分のPCR検査を、また、町内事業所を有する法人又は個人事業所において、新規陽性者が発生し、行政検査の対象外と認定された従業員については、50回分のPCR検査をそれぞれ実施するための費用であります。なお財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。歳出については以上でございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、48ページをお開き願います。上段、15款1項2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、196万9000円の増額です。これは先ほど歳出でご説明したとおり、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る費用でありますして、その財源を事業費の10分の10が交付される新型コロナワクチン負担金を見込んだものであります。続いて下段、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1615万4000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、各施設職員等におけるPCR検査期間の延長に伴う費用でありますして、その財源を事業

費の10分の10が交付されるコロナ交付金を見込んだものであります。49ページをお開き願います。15款2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金、293万4000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、ワクチン接種体制の強化による人件費相当や送迎バスなどの費用であります。その財源を事業費の10分の10が交付される新型コロナワクチン補助金を見込んだものであります。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。本事案につきましては、早急に高齢者向けのワクチン接種体制を強化する必要があり、その対応に緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、5月31日に、町長による専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき、その後に開かれた直近の議会である本定例会において、これを報告し承認を求めるものでございます。以上、報告第1号、専決処分報告についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。
8番鈴木委員。

8番 鈴木議員 8番鈴木です。ちょっとしっかりと聞けなかったということで、伺いたいのですけれど、50ページの最初に委託料の関係で説明がありました。9月末までということが、ワクチン接種の遅れのために7月末に届いたという話の後に貫気別の老人福祉寮の関係で、最初は週1回の月4回と言われた後、何か言い直されて月1回と言ったかのように聞こえたものですから、それをちょっと確認させてください。

議長 総務課長。

総務課長 P C R検査の実施でございますが、貫気別の老人福祉寮の入居者については、1回分のP C R検査を実施するための費用を計上しております。

議長 よろしいですか。8番鈴木議員。

8番 鈴木議員 入居者は1回だけだったのですか、ほかの施設は。それと、あそこにも職員の方といいますか、世話をされる方がいらっしゃると思うのですけれど、その方も週1回ではなくて、月1回ということになるのか、その辺ちょっと確認させてください。

議長 保健福祉課長。

保健福祉 はい、お答えいたします。従業員に関しましては、週1回実施の予算を組んで

課長

おります。入居者に関しましては、どこの施設もそうなんですけども、入居している、1回限りというふうに予算を計上しているところです。

議長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

なければ質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、報告第1号、専決処分報告については報告のとおり承認しました。

日程第9、議案第5号、令和3年度平取町一般会計補正予算括弧第5号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号、令和3年度平取町一般会計補正予算第5号につきましてご説明いたしますので、15ページをお開き願います。令和3年度平取町一般会計補正予算第5号は次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ8億2938万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億9226万円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。また、第2条で、地方債の変更は第2表地方債補正によるとするものです。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、27ページをお開き願います。上段、2款1項9目企画費、868万9000円を増額するものです。10節需用費、消耗品費、光熱水費、修繕料合わせて123万5000円の増額です。これは、木質バイオマスセンターの稼働に伴い、1800時間ごとに熱電併給機のガス化した炉のメンテナンスに係る部材費と、派遣作業費を増額し、またバイオマスセンターが使用する電気につきましては、当初、国保病院の電力を使用する予定でおりましたが、発電中においては、常に発電した電力によって稼働し続けることが可能となることから、その不要となる光熱水費を減額するものであります。なお、財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。また、コロナ禍において一定期間、都会を離れ田舎暮らしを体験できるコロナ移住の関心が高まっていることから、現在振内地区に新規就農者住宅として確保している2部屋を利用し、カーテンや鍋などの家財道具を購入し、さらなる移住定住者の増加を図るものであります。なお、財源につきましてはコロナ交付金を充当するものです。17節備品購入費、55万5000円の増額です。これも只今、需用費においてご説明したとおり、

移住定住者の利便性を図るものでありますと、テレビや冷蔵庫などの家電用品を整備するものであります。なお、財源につきましてはコロナ交付金を充当するものです。18節負担金補助及び交付金、全体で689万9000円を増額するものです。一つは、民間賃貸共同住宅整備費助成金400万円の増額です。これは当初予算において10戸分の3000万円を予算措置しておりましたが、当該事業の申請に当たり、3事業者からは1LDKが4戸分の1000万円、2LDKが12戸分の2400万円の合計16戸分の3400万円の申請があつたため、不足額の400万円を増額するものであります。なお財源につきましては、ふるさと応援基金を充当するものです。2つ目は、住宅リフォーム促進事業費補助金、18万円の減額です。これは当該事業に係る補助申請が終了し、事業費が確定したことから、その不用額を減額するものであります。なお財源につきましては、過疎対策事業債20万円を減額し、前年度繰越金2万円を増額充当するものです。3つ目は、空き家等対策推進事業補助金30万円の増額です。これは当初予算において、改修費と解体費を合わせて7件分の210万円を予算措置しておりましたが、当該事業の申請に当たり、改修費が2件分の60万円、解体費が6件分の180万円の合計8件分の240万円の申請があつたため、不足額の30万円を増額するものです。なお財源につきましては、過疎対策事業債を充当するものです。4つ目は起業家支援対策補助金200万円の増額です。これは当初予算において1件分の100万円を措置しておりましたが、当該事業の申請に当たり、3件分の300万円の申請があつたため、不足額の200万円を増額するものであります。なお財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。5つ目は、住宅用太陽光発電システム設置補助金、77万9000円の増額です。これは当初予算において、1件分の30万円を措置しておりましたが、当該事業の申請に当たり、4件分の107万9000円の申請があつたため、不足額の77万9000円を増額するものであります。なお財源につきましては前年度繰越金を充当するものです。続いて下段、3款1項1目社会福祉総務費、950万3000円を増額するものです。12節委託料、38万3000円の増額です。これは障がい者や高齢者などの要援護者情報を要援護者支援台帳システムに追加、集約させるため、障害者福祉システムを改修するものであり、また、その情報を要援護者支援台帳システムに登載された統合型GISの機能と自動連携させることにより、迅速かつ適切な感染症対策を可能にするものであります。なお、財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。16節公有財産購入費、912万円の増額です。これは、障がい者の自立と社会参加を促進させるため、空き家住宅等を購入し、障がい者用のグループホームに改修して、本町地区における活動拠点として整備するものであります。なお財源については、ふるさと応援基金910万円を充当し、なお不足する財源については、前年度繰越金を充当するものです。28ページをお開き願います。上段、3款2項1目児童福祉総務費、348万5000円を増額するものです。3節職員手当、6万円の増額、

10節需用費、消耗品費6万円の増額、11節役務費、通信運搬費、手数料合わせて1万円の増額、12節委託料、60万5000円の増額、18節負担金補助及び交付金、275万円の増額です。これは、18歳までの子と、障がい児については20歳未満までの児童を養育するもので、令和3年度の町民税均等割が非課税であるもの。または、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、令和3年度分の町民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者に対し、児童1人当たり一律5万円を給付して、ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世代を支援するものであります。また、本給付の見込みについては、35世帯の55名と見込み、275万円を計上するほか、職員の時間外勤務手当や給付金に係る事務費及びシステム改修費などを含め総額348万5000円を増額するものであります。なお財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金を充当するものです。続いて下段、4款1項2目予防費、303万7000円を増額するものです。2節給料、29万7000円の増額、3節職員手当、92万1千円の増額、4節共済費、5万3000円の増額です。これは、高齢者向けのワクチン接種完了後においても、65歳未満の方を対象とした接種を加速させる必要があることから、8月から9月までの土曜日4回についても接種を実施し、また1日当たりの接種可能人数を平均210名にして、ワクチン接種を加速するために必要な人件費相当額、127万1000円を増額するものであります。

7節報償費39万5000円の増額です。これは只今ご説明したとおり、土曜日4回のワクチン接種に伴う医師1名と看護師3名への謝金であります。8節旅費、費用弁償、4万6000円の増額です。これも同様に土曜日4回のワクチン接種の実施に伴う看護師3名への費用弁償分であります。なお、2節給料から8節旅費までの財源につきましては、全額新型コロナワクチン補助金を充当するものです。29ページをお開き願います。12節委託料、132万5000円の増額です。これは先ほど社会福祉総務費においてご説明したとおり、障害者や高齢者などの情報のほかに、妊娠婦などの情報についても、要援護者支援台帳システムに追加、集約させるため、健康管理システムの改修費25万1000円と、また、65歳未満の方に対するワクチン接種を加速するため、8月から9月までの各土曜日についてもワクチン接種を継続することから、各地区から接種会場までの送迎費用107万4000円を追加し、総額132万5000円を増額するものであります。なお財源につきましては、システム改修費は、コロナ交付金を送迎費用については、新型コロナワクチン補助金をそれぞれ充当するものであります。30ページをお開き願います。上段、4款3項1目排水処理費です。ここで、議案の訂正をお願いします。節内、13節を12節に訂正願います。12節委託料、440万円の増額です。これは令和4年度から令和6年度の3か年計画で、室蘭開発建設部が施工する国道237号線、平取町振内地区の道路改良工事の施行に伴い、妻恋橋の函渠における町占用物件の生活雑排水施設などが支障となるため、その物件移設に係る実施設計

分を増額するものであります。なお財源につきましては、沙流川ダム地域振興基金を充当するものです。続いて下段、5款1項2目農業振興費10節需用費、修繕料748万5000円の増額です。これは、4月17日から18日にかけての豪雨により、川向1か所、荷負1か所、貫気別3か所、振内1か所の合計6か所において、上流の沢から流出した土砂が農業用排水路等に堆積したため、堆積土砂を除去し、排水機能の改善を図るとともに、大型土嚢設置して、さらなる災害の発生を予防するものであります。なお財源については、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される緊急自然災害防止対策事業債740万円を充当し、なお不足する財源につきましては、前年度繰越金を充当するものであります。31ページをお開き願います。上段、5款1項4目畜産業費18節負担金補助及び交付金、7億5492万4000円の増額です。これは、旭地区において新規参入事業者が、豚舎5棟、堆肥舎1棟、汚水浄化施設1棟などの養豚施設整備を計画していることから、国の畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を活用し、間接補助として全額、平取畜産クラスター協会を通じて新規参入事業者に補助するものであります。続いて下段、5款2項4目林道費10節需用費、修繕料198万円の増額です。これは4月17日から18日にかけての豪雨により、看看川が増水し、奥地林道二風谷線の路肩が流出し、林道の通行に支障を来たしているため、ふとんかごを3段にして路肩を保護するものであります。なお財源につきましては、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入される緊急自然災害防止等事業債190万円を充当し、なお不足する財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。32ページをお開き願います。上段6款1項2目商工振興費18節負担金補助及び交付金、650万円の増額です。これは長引く新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する地域経済の活性化を図るため、当初予算額650万円に、さらに650万円を追加し、また、プレミアム率を20%から30%に引上げ、発行冊数についても3000冊から4000冊に増刷して、地域商品券を発行するものであります。なお財源につきましては、国庫補助金のコロナ交付金を400万円、道補助金のプレミアム商品券発行事業補助金を100万円、過疎対策事業債150万円をそれぞれ充当するものです。続いて下段、9款1項2目事務局費10節需用費、消耗品費29万7000円の増額です。これは国のGIGAスクール構想により、令和2年度会計において、全小中学校の児童生徒に対し、タブレットを1台ずつ支給したものでありますが、今後、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症が蔓延し、学級閉鎖などの措置がとられた場合、速やかに対面授業からオンライン授業に移行させる必要があるため、タブレットの専用充電器50台を購入するものであります。なお財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。33ページをお開き願います。上段、9款2項1目学校管理費10節需用費、消耗品費、52万6000円の増額です。これは只今ご説明したとおり、感染症が蔓延し、臨時休校などの措置がとられた場合、速やかにオンライン授業に移行させる必要があるため、持ち帰り用の

タブレットケース 245 個を購入するものであります。なお財源につきましては、コロナ交付金を充当するものです。続いて下段、9款3項1目学校管理費10節需用費、消耗品費26万9000円の増額です。これも小学校費同様、持ち帰り用のタブレットケース125個を購入するものであり、財源につきましても同様でございます。34ページをお開き願います。9款4項2目公民館費14節工事請負費、1852万4000円の増額です。これは中央公民館における耐震診断の結果により、大ホール天井の水平プレースの増強、大ホール前通路上のはりの補強、2階渡り廊下の柱、補強材の設置、1階2階トイレのコンクリートブロック仕切り壁の改修など、一部耐震補強工事をするものであります。なお財源については、過疎債委託事業債1850万円を充当し、なお不足する財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。続いて下段、9款6項1目学校給食費12節委託料、57万円の増額です。これは、各小中学校の給食調理員13名のうち7名については、町内業者に委託しておりますが、令和2年度末に委託先の調理員1名が退職したことに伴い、調理員の配置校を変更したことから、その通勤手当相当分として35万8000円を増額し、また、現在使用している栄養管理システムに係る保守点検業者が廃業し、システムに不都合が生じていることから、新たなシステム導入費として21万2000円を増額して、総額57万円を増額補正するものであります。なお財源につきましては、全額前年度繰越金を充当するものです。35ページをお開き願います。上段、10款1項1目現年発生災害復旧費14節工事請負費、389万4000円の増額です。これは4月17日から18日にかけての豪雨により、町道本町遊歩道線の路体が崩壊したため、ふとんかごなどを設置して復旧するものであり、また6月4日の豪雨でも、町道旭水源地線の路体が崩壊したため、大型土嚢を設置し、護岸の補強を行うものであります。なお財源については、現年発生単独災害復旧事業債380万円を充当し、なお不足する財源につきましては、前年度繰越金を充当するものです。続いて下段、12款1項2目簡易水道特別会計繰出金27節繰出金、530万円の増額です。これは令和4年度から令和6年度の3か年計画で、室蘭開発建設部が施工する国道237号線平取町振内地区の道路改良工事の施行に伴い、妻恋橋の管渠に係る町占有物件の水道管が支障となるため、その物件移設に係る実施設計分を一般会計から簡易水道特別会計に繰り出すものであります。なお財源につきましては、沙流川ダム地域振興基金を充当するものです。歳出については以上でございます。次に歳入についてご説明いたしますので、20ページをお開き願います。上段、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、642万6000円の増額です。これは先ほど歳出でご説明したとおり、新型コロナウイルスによる感染症対策や地域経済対策などの各施策に対し、その財源を事業費の10分の10が交付されるコロナ交付金を見込んだものであります。続いて下段、15款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強

化交付金、348万5000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、低所得の子育て世代に対する支援でありまして、その財源を事業費の10分の10が交付されるセーフティーネット強化交付金を見込んだものであります。21ページをお開き願います。15款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業補助金、278万6000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、ワクチン接種体制の強化による人件費相当や送迎バスなどの費用でありまして、その財源を事業費の10分の10が交付される新型コロナワクチン補助金を見込んだものです。続いて下段、15款2項新たに目を設け、6目農林水産業費国庫補助金1節畜産業費補助金、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金、7億5492万4000円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、新規参入事業者による養豚施設整備に係る国の補助事業でありまして、その補助金の全額を平取畜産クラスター協議会を通じて新規参入事業者に補助する財源であります。22ページをお開き願います。上段、16款2項5目商工費道補助金1節商工費補助金、プレミアムつき商品券発行事業補助金、100万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、地域商品券の発行事業分に対し、その財源を10分の1が交付されるプレミアムつき商品券発行事業補助金を見込んだものであります。続いて下段、19款1項2目沙流川ダム地域振興基金繰入金1節沙流川ダム地域振興基金繰入金、970万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、振内地区における道路改良工事の施行に伴う生活雑排水施設と水道施設に係る実施設計分でありまして、その財源に沙流川ダム地域振興基金を繰入れたものです。23ページをお開き願います。19款1項3目平取町ふるさと応援基金繰入金1節平取町ふるさと応援基金繰入金、1310万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、民間賃貸共同住宅整備費と空き家住宅等の購入費でありまして、その財源に平取町ふるさと応援基金を繰入れするものであります。続いて下段、20款1項1目繰越金1節繰越金476万2000円の増額です。今回の補正財源は、国や道の補助金、地方債、その他特定財源を充当し、なお不足となる財源については、前年度繰越金を充当するものです。24ページをお開き願います。上段、22款1項1目総務債1節総務債、10万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、住宅リフォーム促進事業の確定に伴い減額補正したことにより、過疎対策事業債20万円を減額し、また、空き家等対策推進事業における事業費の増額により、同じく過疎債対策事業債30万円を増額し、総額10万円を増額するものであります。続いて下段、22款1項4目農林水産業債930万円の増額するものです。1節農業債、740万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、4月17日から18日にかけての豪雨に伴い、被災した農業用排水路6か所の復旧事業費の追加により、緊急自然災害防止対策事業債を増額するものです。2節林業債、190万円の増額です。これも農業債同様、奥地林道二風谷線の路肩が被災し、その復旧事業費の追加により、緊急自然災害防止対策事業債を増額するものです。25ペ

ページをお開き願います。上段、22款1項5目商工債1節商工債、150万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、地域商品券に係る事業費の増額により、過疎対策事業債を増額するものです。続いて下段、22款1項8目教育債1節教育債、1850万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、中央公民館における耐震補強工事費の追加により、過疎対策事業債を増額するものです。26ページをお開き願います。22款1項新たに目を設け、10目災害復旧債1節公共土木施設災害復旧事業債、380万円の増額です。これは歳出でご説明したとおり、4月と6月の豪雨に伴い、被災した町道2路線の復旧事業費の追加により、現年発生単独災害復旧事業債を増額するものです。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。次に18ページ第2表、地方債補正をお開き願います。第2表、地方債補正は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっております。先ほど歳出でご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は、一つは、住宅リフォーム促進助成事業で限度額を600万円から580万円に減額することとし、2つ目は、空き家等対策推進事業で限度額を210万円から240万円に増額し、3つ目は、農業施設等整備事業で限度額を350万円から1090万円に増額し、4つ目は、奥地林道二風谷線整備事業で、新たに限度額を190万円とし、5つ目は、地域商品券発行事業で限度額を350万円から500万円に増額し、6つ目は、中央公民館耐震改修事業で、新たに限度額を1850万円とすることとし、7つ目は、災害復旧事業で、新たに限度額を380万円に定めようとするもので、限度額総額を7億6730万円とするものです。次に36ページをお開き願います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書については、前々年度の令和元年度末の現在高前年度の令和2年度末の現在高見込額並びに当該年度令和3年度末の現在高見込額につきましては、それぞれ記載のとおりです。以上、議案第5号、令和3年度平取町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番櫻井議員。

1番

櫻井議員

歳出の27ページの9目企画費についてであります。18節の負担金補助及び交付金の民間賃貸共同住宅整備費補助金についてでございますが、ちょっと確認なのですが、このPFIによる共同住宅整備については、計画では一体何戸をつくり上げるとこの事業自体が一定の収束といいますか。終わりを迎えることになるのか、ちょっとその辺お知らせいただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、民間住宅への補助なんすけれども、こちらについては、年度を3年ずつ区切りまして要綱を立てておりまして、そのたびに、一応この効果のほうを検討しながら、また次の延長ですとか、その辺を町の整備する住環境等の兼ね合いを見ながら検証していくということになっていまして、具体的にちょっと昨年、今年度の分を加えて、今どれぐらいの効果が上がっているかということまだちょっと集計中ですので、その上でその辺がわかりましたらお示しはできるかと思うのですけれども、特に今現在、何戸整備されて、事業達成というところは明確にはちょっと申し上げることは難しいかなと思っております。

1番 櫻井議員 今、このあと聞こうと思ったのですけれど、今現在、何戸建てられて、進行中の何戸というのを、今データとして持ち合わせがないということですか。これ、以前に確か町長が、何のときかちょっと忘れたんですけど、総体で何戸目指しているということを確か言ったはずなのですけれど。それがちょっと頭の中から消えてるものですから伺ったのですけれど、確か目標値っていうのは持ってたはずなんすけれどその辺いかがでしょうか。

議長 町長。

町長 この制度を始めるときに、30戸を目標にしていたというところでございました、ただ、こういう制度を実施したおかげで、そういう民間の活力を刺激したといいますか、これうちもぜひこういう事業を展開したいというようなニーズといいますか、そういうのが増えたというようなところでございまして、今、正確にここを目指そうというようなところは、ちょっと今目標としては持っていないというのが現状なんすけれども、そういう民間の活力には対応したいなというようなことで、今この制度を運用しているというようなことで、そういう民間がやるというような気持ちがあれば対応したいというふうに思ってるんですよね。ただ、今うちの公営住宅の建て替えとか、そういうものも含めまして、一定のこの制度の成果みたいなもの、これ検証するときには必要かなというところがあります。その辺も含めて今までの実績と今後のニーズ予想みたいなものを立てて、ある程度の目標数値みたいのを設定したいなというふうに思っていますけれども、現在はそういう要望があれば対応したいというようなところで、この制度を運用しているというようなことになってまして、こういう経営やりたいということは、それだけのニーズがそこにあるんだなというようなことを私ども思っているものですから、こういう制度を対応させていきたいというふうに考えているところなんです。

議長 1番櫻井議員。

1番 櫻井議員	実際にね、町として住宅整備計画っていうものも持っていて、それと現在そのPFIによるということと合算すると、当然ながら何年度には終了したいだとかという計画を持ってしかるべきだと思うのですけれど、これで要するに、今、この時点でいろいろ参照して考えたいというのは、ちょっと何か、町の政策としてはまずいんじゃないかと自分自身思うのですから、先ほど言ったように公営住宅の整備計画というのと照らし合わせて、あと何戸が必要だったらこの事業は一定程度の収束を見ますよということが示されなければ、この事業自体の意味合いが少しずつずれてくるんじゃないかなと自分自身も思うので、その辺については早めに議論いただきてお示しをいただきたいと思いますけれど、どうでしょうか。
議長	町長
町長	その辺をやはり公営住宅の住居の方の条件と、民間等はまたちょっと違ったところもありますので、是非、今町外から通っているような方の実態も含めて調査して、どのぐらい民間住宅整備されればうちへの定住が可能だとか、その辺の可能性も含めてちょっと検討させていただいて、今後も計画等も定めていきたいというふうに思ってますのでよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なしの声) なければ質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論ありませんか。 (反対討論なしの声) 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手) 挙手多数です。したがって、日程第9、議案第5号、令和3年度平取町一般会計補正予算第5号は原案のとおり可決しました。 休憩いたします。再開は1時からよろしくお願いいたします。
	(休憩 午後12時05分) (再開 午後12時58分)
議長	それでは少し早いですけれども再開いたします。 日程第10、議案第6号、令和3年度平取町簡易水道特別会計予算第1号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。
建設水道 課長	議案第6号、令和3年度平取町簡易水道特別会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げますので、37ページをお開き願います。令和3年度平取町簡

易水道特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるものといたします。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1400万円とするものであります。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算補正によることとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので41ページをお開き願います。3、歳出につきましては、2款1項2目建設改良費、総額9276万6000円に12節委託料、530万円を増額し、9800飛び6万6000円とするものであります。これは6月4日に、産業厚生常任委員会でもご説明させていただいておりますし、先ほど一般会計の中でもご説明させていただいておりますが、室蘭開発建設部が行う国道237号平取町振内地区の道路改良工事に伴う工事区間の水道管移設の移設費用の算出を行うために、設計委託を行ふものであります。財源内訳につきましては、一般財源となります。次に歳入についてご説明申し上げますので40ページをご覧願います。2、歳入につきましては、4款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金の額を8373万5000円から530万円増額し、8900飛び3万5000円にするものであります。以上、令和3年度平取町簡易水道特別会計補正予算につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第10、議案第6号、令和3年度平取町簡易水道特別会計予算第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第11、報告第2号、繰越明許費繰越計算書一般会計の報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第2号、繰越明許費繰越計算書一般会計分についてご説明いたしますので、議案書53ページをお開き願います。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を作成し、これを議会に報告するものでございます。54ページをお開き願います。繰越事業に係る各事業の内容につきましては、既に予算計上時においてご説明申し上げておりますので、省略させていただきますが、令和2年度予算の一部を令和3年度に繰越した事業につきましては、議案書に記載のとおりであり、コロナ関連事業が7事業、それ以外の

事業が4事業の合計11事業で、翌年度への繰越額の総額は3億6895万7000円となり、その財源内訳については、未収金特定財源として国、道支出金が2億5863万5000円、地方債が8850万円、その他財源に、沙流川ダム地域振興基金2170万円を繰入れ、町の一般財源は12万2000円となっております。この事業は、いずれも令和2年度の年度末までに事業完了することが出来なかったことから、地方自治法第213条第1項において、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、翌年度に繰越して使用することができるとの規定に基づき、この予算を令和3年度に繰越したものでございます。以上、報告第2号、繰越明許費繰越計算書一般会計分について報告させていただきましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第11、報告第2号、繰越明許費繰越計算書一般会計の報告についてを終わります。

日程第12、意見書案第1号、林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

はい、1番櫻井です。お手元に資料が配付されていると思いますが、要約して説明をさせていただきます。林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書案。本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止などの多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるために、森林資源の循環利用を進める必要があります。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。さらに、2050年までに、温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、道と連携して森林吸収減対策を積極的に推進することが必要です。本道の森林を将来の世代に引き継ぐため、活力ある森林づくりや防災減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実強化を図ることが必要です。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再造林の推進に必要な森林整備事業予算や防災減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて林業木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による、林業イノベーションの推進、生産流通体制の強化、都

市の木造化などに、よる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実強化すること。以上、地方自治法第99条の規定によりまして、意見書を提出いたします。提出議員は私櫻井。賛成議員は金谷議員、中川議員です。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。以上です。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第12、意見書案第1号については、原案のとおり可決しました。

日程第13、陳情第1号、地方財政の充実強化に関する意見書の採択を求める陳情について。

日程第14、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元、教育予算確保拡充と就学保障の実現に向けた意見書の採択を求める陳情について。

日程第15、陳情第3号、2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める陳情について。

以上3件を一括して議題といたします。この3件の取扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

1番櫻井です。提出されました陳情3件につきましては、6月15日に開催されました議会運営委員会で協議した結果、陳情第1号及び第2号につきましては、総務文教常任委員会へ、陳情第3号につきましては、産業厚生常任委員会への付託としておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、陳情第1号、第2号については、総務文教常任委員会に、陳情第3号については、産業厚生常任委員会にそれぞれ付託し審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号、第2号については、総務文教常任委員会に、陳情第3号については、産業厚生常任委員会に付託し審査することに決定しました。休憩いたします。

(休憩 午後1時13分)
(再開 午後1時14分)

議長

それでは再開いたします。お諮りいたします。承認第1号、閉会中の継続審査の申出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において、所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中に、継続審査及び調査等を実施することに決定いたしました。

本定例会に付されました事件の審査、審議状況を報告いたします。

選挙1件で決定1件。諮問1件で答申1件。議案6件で原案可決5件、同意1件。報告2件で、報告1件、承認1件。意見書案1件で原案可決1件。陳情3件で委員会付託3件。

以上で、全日程を終了いたしましたので、令和3年第7回平取町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

なおこの後、1時20分から議員委員控室によりまして、議会広報特別委員会を開催いたしますので出席をお願いいたします。

(閉会 午後1時15分)